

5月24日（2回臨）

○議長 宮城清政君 ただいまから平成30年第2回南風原町議会臨時会を開会いたします。

開会（午前10時02分）

○議長 宮城清政君 ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって11番 宮城寛諄議員、15番 大城真孝議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長 宮城清政君 次に、議案の上程に入りますけれども、その前に、新しい町長も誕生されております。就任の挨拶の申し出がございますので、挨拶を許します。町長。

○町長 赤嶺正之君 議員の皆さん、おはようございます。議案の上程の前に、議長のお許しがございましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

私はこのたび、町民皆様の一方ならぬご支援とご厚情を賜り、5月9日に南風原町長に就任させていただきました。5期20年の実績を残されました城間俊安前町長の後任として、これからの南風原町のかじ取りを託されたわけですが、その責務の重大さに改めて身の引き締まる思いでございます。南風原町職員、教育長としての経験を生かし、町民皆様初め、議員各位から寄せられました町政に対する思いやご意見をしっかりと受けとめさせていただき、町政の発展に向けて全力で取り組んでまいり所存でございます。

私は、未来へつなぐ愛、夢、安らぎをスローガンに掲げ、平和なまちづくり、教育文化のまちづくり、福祉のまちづくり、豊かなまちづくり、住みよいまちづくり、健康の増進とスポーツ振興、そして町民参加のまちづくり、この7つの政策の宣言を行い、町民皆様に訴えて、当選の榮譽をいただき大変ありがたく思っております。これらの政策に重点を置きながら、町の財政健全化への着実な取り組みを推進し、持続可能な財政基盤の確立に努めつつ、一方では、重要な政策課題には必要な予算措置を講ずるなど、めり張りのきいた町政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

議員各位もご承知のとおり、今の社会の流れはこれまで経験したことの無いような速さでございます。さまざまな変化が見られます。そうした中、地方分権が進み、課題も顕在化しつつあります。それは、今まさに、自治体にそれぞれの独自性を生かしたまちづくりが求められているのではないかと考えております。議員各位におかれましては、それぞれの立場もございましょうが、お互いにご理解のほどをお願いし、引き続き議員皆様ともどもに、町民福祉の向上のため頑張ってくださいますようお願いを申し上げる次第でございます。議会と執行部は、よく車の両輪に例えられますが、よい緊張感と必要な距離感を保ちつつ、お互いの立場を尊重し、安心安全なまちづくりと、町民福祉の向上のため、しっかりと議論をしてまいりたい、かように考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

結びに、町民皆様が南風原町に住んでよかった、南風原町にずっと住み続けたい、そう言っただけのようなまちづくりに、誠心誠意取り組んでまいりますので、議員皆様方のご理解とご支援をお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから議案の上程に入ります。

日程第3．議案第28号 南風原町副町長の選任について

5月24日（2回臨）

○議長 宮城清政君 日程第3．議案第28号 南風原町副町長の選任について同意を求める件を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議案第28号 南風原町副町長の選任について。南風原町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。記 氏名 国吉真章、生年月日 昭和27年・月・日、住所 沖縄県那覇市天久…番地…。提案理由といたしまして、平成30年5月31日付で副町長の国吉真章が任期満了になることに伴い、その後任について、上記の者が適任であると思慮しまして提案するものでございます。次のページに履歴書が添付されてございますので、お目通しのほどお願いいたします。国吉氏は、平成22年6月に南風原町副町長に就任いたしまして、現在に至っております、これまでも町の要請に、豊かな経験と豊富な知識でもって貢献をしてきてまいっておりますので、適任者という認識でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 質疑いたします。これまで、平成22年から副町長として頑張ってきたということ、私も国吉副町長にこれまで賛成して、同意をしてきた者の1人ですけれども、ただ南風原町内に、副町長に適任だと思う方がいっしょになかったのか。国吉真章さんは、以前に同じ議会の中で、南風原町に住民税もないのに、何でもこういう方という質疑が以前あったのです。それはそれとして、ちゃんとそれなりにやってきたわけですけれども、私も、平成22年も、その次のときも賛成してきたのですが、これまで頑張ってきたと評価はしておりますけれども、ただ、新しい町長になって、南風原町にそういう適任者がいっしょになかったのか。それから役場職員の中に、もしくはOBの中にそういう方がいっしょになかったのか。そのことをお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 赤嶺正之君 答えいたします。議員おっしゃるとおり、役場の後輩職員の中、あるいはまた役場職員のOBの皆さんの中に適任、適材の方はいなかったのかということでございますけれども、私自身その件に関しましては熟慮いたしました。そういった中で、お一人、私の案の中にいっしょにいましたけれども、いろいろと熟慮する中で、今、南風原町における大きな課題が財政的な安定、それから国保特会の件もございますが、そういった財政的な部分で課題がある、これから対応していかなくてはいけない課題だと認識しておりますので、その点につきまして、やはり経験豊富な国吉氏が適任だろうという判断をしたということでございます。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第28号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第28号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第28号について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第28号 南風原町副町長の選任について同意を求める件を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時16分）

再開（午前10時17分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第4．議案第29号 南風原町教育委員会教育長の任命について

5月24日（2回臨）

○議長 宮城清政君 日程第4．議案第29号 南風原町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議案第29号 南風原町教育委員会教育長の任命について 南風原町教育委員会の教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。記 氏名 新垣吉紀、生年月日、住所等は記載されたとおりでございます。提案の理由といたしまして、上記の者は、南風原町教育委員会の教育長として適任であると思慮し提案するものでございます。次のページに新垣吉紀氏の履歴書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。よろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第29号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第29号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第29号について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第29号 南風原町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は、同意することに決定しました。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時19分）

再開（午前10時20分）

○議長 宮城清政君 再開します。

#### 日程第5．議案第30号 南風原町教育委員会委員の任命について

○議長 宮城清政君 日程第5．議案第30号 南風原町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。まず、提出者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 議案第30号 南風原町教育委員会委員の任命について 南風原町教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。記 氏名 柴山睦子、生年月日、住所は記載のとおりでございます。提案の理由といたしまして、上記の者は、南風原町教育委員会の委員として適任であると思慮し提案いたします。次のページに柴山氏の履歴書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。経歴のほうで、特にPTA関係にかかわったということがございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今、柴山さんを教育委員にということでの提案がございましたが、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律ですけれども、第4条第2項で提案されているわけですけれども、この中の第5項に、これは途中から入ったと思うのですが、公共団体の長は、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが無いよう配慮するとともに、これからですが、説明は省いて、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないという項目がございます。先ほど、履歴書の中でもPTAの重要な役職を歴任してこられているということで、現在も文化教育委員長ということですから、教育委員は教育長を含めて5名ですよね。教育長のほかに委員が4名。南風原町の場合は4つの小学校でそれぞれ偏りが無いようにという形でやっていると思うのですが、ここで言う保護者、恐らく柴山さんは保護者ということ今回提案なされたという気がするのですが、そうなのかどうか、お答えいただきたいと思えます。それから、任期がそれぞれ違います。スタートと満了が。それで、保護者という場合は、これも4つの小学

5月24日（2回臨）

校区それぞれに万遍なくということではないかもしれないけれども、回ってくるような仕組みになる必要があるのではないかと思うのですが、この辺で任期が違うものですから、引き続きいつもこの校区だったりとか、そういったことがないのかどうか。この辺はどのように調整されているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。議員おっしゃるとおり、教育委員会の構成は教育委員と4名の委員で構成されるわけですが、この4名の委員はご所見のとおり、各校区からお一人ずつということでございます。今回は、北丘校区の委員の方が任期満了でございます。改選になるわけですが、この改選の時点で教育委員の中に保護者がいなければ保護者を選任しなくてはならないという内容の法律でございますので、今回が、もう既にこれまで保護者として入っていた方が、子供さんが成人しているものですか、保護者がいない状況での改選でございますので、今回の改選は、是非ともこの保護者の方でないという制度的にできないということでございます。そういうことで、今回の提案になっているのですが、この任期の調整に関しましては、以前から、南風原町の場合は1年ごとに委員の改選があるというやり方での選任をしておりますので、その都度、改選のときに保護者がいるかないかというのは、きちんと精査しなくてはならないという状況ということでございます。任期に関しましては、各校区1年ずつずれているというのは、従来からの流れでございます、それをそのまま継承しているということでございます。以上です。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時26分）

再開（午前10時27分）

○議長 宮城清政君 再開します。町長。

○町長 赤嶺正之君 失礼しました。今回提案している柴山さんの前任の方は、保護者でございます。現在の保護者の方というのは、南風原小学校区の方が保護者でございます。その方の子供さんが二十歳になるということで、これは制度としまして改選する時期に保護者がいなければいけません。任期中4年間ずっと保護者がいないという状況ではございませんので、その改選の時期に保護者が必要だと、法律制度的にはそうっております。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今回、この柴山さんが就任されるに当たって、退任される方は保護者というわけではなかったということで、保護者は別の校区にいらした。けれどもこれは就任時点であって、その4年の経過の中で、保護者ではなくなっているということで、そうしますと、柴山さんが今回就任されれば、就任時点において保護者の方が生まれるわけですが、現時点、きょうだと、まだ任期は来ていませんから、きょうの時点では、保護者はいない状態だということになっているわけですね。そのことを確認しておきたいということと、今申し上げたような保護者が含まれるようにしなければならぬということについて、今の説明は就任時点ですと、あるいは選任なのか就任なのかわかりませんが、要するに任期4年間を通して保護者である必要ないというご説明でしたが、この辺の根拠を示していただければと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。ちょっと説明不足でしたけれども、今回退任なさる方も就任なさるときは保護者ということで就任いたしております。現段階でのお話ですが、現在、保護者の方の子供さんは、厳密に申しますと1月…何月でしたか、19歳何カ月という感じでございます。今後、直近で二十歳になるということでございます。4カ年間、保護者でなくてもいいということは、当該法律には、条文として明記されていないけれども、逐条解説の中でそういうことがございますので、我々はその法律をそのように解釈しているわけでございます。以上です。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 保護者の委員がいなければならないということですが、それはそれで必要だと思いますけれども、今までは、要するに南風原小学校区と北丘小学校区、2人いらして、両方とも保護者ではなくなったということですが、今度、北丘小学校区の教育委員の方は、たしか1期だと思います。これまで教育委員の皆さん方が1期で改選というのは、私の記憶ではなかった気がするのですが、やはりそれだけ、教育委員に適任だということを選任されるわけですが、よほどのことがない限り

5月24日（2回臨）

り、2期、3期とやっていくはずなのですが、保護者の方がいないということで、今度やめられるということで、保護者の方にかえていくということのようですけれども、今後の教育委員の皆さんを選任するときに、例えば、全て保護者の方をやっていく、そうすれば切れるといことはなかつたりするわけですよ。でなければ2期、3期と続けられる可能性もあるし、そこでそういう選任の仕方ですらでも保護者がいなくなるということであれば、1期で交代ということになるのでしょうかけれども、そういう意味ではこれまで、慣例と言ったらおかしいけれども、2期とか3期とかやってこられたのが、1期でというのが、その辺ネックになるのではないかと思うのですが、今後のあり方として、現役の子育て、要するに保護者という方を優先にという言い方はおかしいかな、そういう方を選任していくというお考えはあるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。議員おっしゃるとおり、改選のたびに保護者の方であるということと悩むわけですので、その辺は、改選のたびに保護者が常にいるような形でやってもどうかという考えも確かにございますけれども、現実的な問題といたしまして、大体保護者と申しますと40代、50代でございます。子育て最中、あるいはまた子供さんが大学生になっている方々に、委員の打診をいたしましても、なかなか引き受けていただけないというのが、これまで多々経験しております。現実的には非常に難しい部分がございます。教育委員会といたしましては、恐らく今、議員がご指摘のとおり、常に保護者の皆さんということで選任していきたいというのはあると思いますけれども、現実的に引き受けていただける方がこれまではいらっしゃらなかった。それを何とかお願いしまして、大体小中学生がいらっしゃる保護者は、なかなかお若いものですから、仕事の都合等、子育て等がございまして、引き受けていただけないで、大体は大学生、未成年であれば保護者という解釈でございますので、大学生あたりがいる保護者の方に引き受けていただいたという経緯がございます。以上です。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第30号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第30号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第30号について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第30号 南風原町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。本案についてこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は同意することに決定しました。

## 日程第6．議案第31号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第6．議案第31号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第31号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 平成30年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,149万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億654万4,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、議案第31号 平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足してご説明いたします。お配りいたしました議案

5月24日（2回臨）

第31号の資料をごらんください。資料を使って概要説明したいと思います。今回の補正は、平成30年5月14日現在の執行状況におきまして、下表の歳入歳出差額一覧表のとおり、歳入決算見込額58億2,856万1,000円から、歳出決算見込額64億6,005万7,000円を差し引きした収支決算見込額がマイナス6億3,149万6,000円と、赤字決算見込みになるため、出納整理期間内に平成30年度予算から平成29年度へ繰り上げて、これに充てる必要があるための補正となっております。

それでは予算書をご説明いたします。まず6ページをお願いします。12款4項6目1節、雑入6億3,149万5,000円の増は、歳入が歳出に対して不足するための調整額としての計上となっております。

次に歳出でございます。7ページをお願いします。10款1項1目22節、補償、補填及び賠償金6億3,149万5,000円の増は、平成29年度に生じた歳入不足を平成30年度予算から繰上充用するための計上でございます。

A3の資料2をごらんください。こちらは、平成20年度の決算から平成29年度の決算見込みまでの年度ごとの比較となっております。これまでも毎年度、繰上充用を繰り返してきておりまして、厳しい状況についてご説明してまいりました。ただ、平成29年度におきましては、平成29年度見込みの歳入の合計額が対前年度比で8億3,472万2,000円増額となっております。この増となった要因としましては、平成29年度の最終補正で10億円を一般会計から繰り入れいたしました。その分で、歳入で、対前年度比で8億3,472万2,000円の増となっているということ。歳出の合計でいきますと、歳出総額対前年度比では6,921万9,000円の増。この分の一番大きい要因は、対前年度に対する平成29年度から平成28年度へ繰り出した繰上充用金が2億3,962万1,000円ふえたというのが要因でございます。10億円を一般会計から繰り入れしたことによりまして、これまで積み上がってきていました繰上充用金が減りまして、今年度、平成30年度から平成29年度への繰上充用金が6億3,149万6,000円となるということとなっております。今回、この補正につきましては、この繰上充用金の補正のみとなっております。以上が、平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 教えてください。平成29年の補正が3月にはあったと。医療費の請求が来るのが、2月、3月は翌年のものですか。1月末までが医療機関からの請求が来る。2月、3月は、会計年度は平成29年度があるが、実際の請求が来るのが、医療費の支払いというのが、翌年度に回されている。その平成29年度の1月までの見込みといいますか、医療費が来るのが、それが全く予想できないものだったのかどうか。できなかったのかどうか。当然、平成29年度の繰り入れをするということですから、平成29年度の補正で、すべきだと思う。できなかったというのは何なのか。もう一つ、雑入というのは、受ける目が雑入とあります。その雑入というのは、具体的に何を指しているのか。何から入れるのか。それを教えてください。今言ったように、チェックできなかった理由が何か。多分1月分までが、平成29年の予算で支払いすべきものだと思う。2月、3月は翌年度予算で支払いをしていくと思いますが、平成29年度に、医療機関から請求が来たもののチェックができなかった理由は何でしょうか。お答えください。2つ、教えてください。雑入とは何か。具体的にそれも説明ください。以上です。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。まず1点目のご質問で、チェックできないということではございません。まず、この表の平成29年度決算見込みの歳出の上から2番目、保険給付費というのがございます。今、議員からご質疑がありました病院からの診療報酬の請求の部分、その支払いに充てる款がこちらの保険給付費になりますが、毎年度、診療報酬をお支払いするときに、その対象となる診療月は、3月診療分から2月診療分まででございます。この2月診療分が大体2カ月後の4月ごろに請求が来ます。この決算の見込みについては、5月14日の歳入歳出の収納状況でございまして、支出においては、ほぼ確定の金額、診療報酬に関しましては、病院から平成29年度分として請求される部分はほぼ終わっている状況。歳入はほぼ確定になっています。ただ、歳入においては、税の収入が5月31日までありますので、出納閉鎖まで、歳入については動いていく。これはあくまでも5月14日時点での歳入歳出の収納支出状況でございまして、この時点での歳入不足を抑えまして、翌年度、平成30年度から繰り入れるという額が、今回上程しています繰上充用金となっております。

5月24日（2回臨）

それからもう1点のご質疑、予算書の6ページ、12款、諸収入、4項、雑入、6目、雑入、1節、雑入、こちらに、今回の平成30年度補正における歳入歳出の不足を調整する額として、雑入として、この項目で6億3,149万5,000円、歳入の欠陥補填収入という形で計上しております、こちらは今回の補正を計上するに当たっての、歳入歳出の不足の調整額となっております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 その雑入がよくわからない。実際に雑入は入ってくるのですか。一般会計からの繰り入れではないですか、最終的には。そうはならないですか。ほかに歳入があるのですか。そこが、私が聞いたかったところです。一般会計から繰り入れだったら、きちんと一般会計からの繰入金として予算措置をすべきではなかったか。雑入というのは、先ほど言ったのは何なのか。具体的な項目がわからない。歳入。もちろん歳入があって歳出ができますから、その歳入の根拠といいますか、そういったものがしっかりそこに表示しておかないと、ならないのではないかと。漠然とした雑入で、その雑入というのは具体的に何ですか。どこから入るのですか。今、その答えがなかったようですから、そこをもう少し詳しく、一般会計から入れるものなのか。5月31日までは、当然平成29年度の会計の支払い、請求に対する支払いが5月31日までは、出納閉鎖まではできると思うから、それはわかる。今言ったのが、手続的に何なのかよくわからない。もう一度教えてください。以上です。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 こちらに関しては、先ほども答弁いたしましたように、今回、補正を上程するに当たっての、歳入歳出の不足額を雑入という形で、歳入欠陥補填収入ということで計上しているものでございます。事業を進めていくに当たりまして、最終的に3月、今年度の年度末あたりまでに、歳出も動いていきますし、歳入も動いていきます。また我々は、中期財政計画を立てまして、国保への一般会計からの財政支援、繰り入れの計画もございまして、そのあたりの補正が3月最終補正で出てくるわけございまして、最終的には、そういった部分の歳入歳出の状況を見て、また3月の最終補正で、こちらの歳入欠陥補填額は動いてまいります。最終的には、どうしても平成30年度においても赤字の解消は難しいわけございまして、その部分がまた次の年度会計からの繰上充用という形になってきますので、こういった部分でこのあたりは、現在この会計が持っている赤字の額という形での見える部分になってくるかと思っておりますが、いずれにしましても、歳入歳出は同じ額で計上しないといけませんので、この部分は今回、歳入歳出の調整額となっております。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 先ほども申し上げましたが、当然歳入があって歳出ができるのですから、それは十分承知をしております。ただ、その雑入というのが本当は何から入るのか。このお金というのが、ただ予算書の数字のつじつま合わせということなのか。入らないのに、雑入というのが何のお金が入ってくるのか。どこからこのお金が入っていくのか。根拠がない。結局そのローテーションみたいな感じで、今度がだめならまた来年、来年も再来年。どんどんこれが繰上充当して支払っていく、医療機関に支払っていくという方法だと思っただけから、それはやはり一般会計からきちんとした整理をすべきだと私は思う。雑入ということで、入ってくる根拠があればいい。ただ予算上の歳出と歳入のつじつま合わせのための項目で、これから持ち出していくのは好ましくない。きちんとした根拠を持って、国保会計は運営すべきだと思います。そういった面で、予算書の歳入と歳出のつじつま合わせのために歳入をふやしていくというような気がするから、そこはきちんと国保経営というのがしっかりやっていくべきだと思います。根拠を持った国保会計をやってほしい。やるべきだと思います。もう一度聞きます。雑入というのが本当に入ってくる、何か入ってくる金があるのか。なかったらこれもまた来年、財源不足ですからまた繰上充当。どんどんローテーションみたいな感じで繰り返していくのはよくないと思う。もう一度聞きます。雑入というのが本当に入ってくるお金なのですか。お答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。今回、この歳入欠陥、歳入歳出の不足額の調整額を、今回から雑入の項目に計上しております。これまでは、歳入の税に組んで、9月の補正において、そこから、国からの交付金というところに調整額を計上しておりました。ただ、より見やすく、こういう形で今回の補正での歳入歳出の調整額はこの額ですという形で見えるようにするために、この歳入欠陥補填収入という形で、これは予算の組み方における部分で、こういう組み方あるということで、我々はまたこのような形で、より見やす



5月24日（2回臨）

くする形で計上しているわけです。これまでは、説明の中で、歳入歳出の調整額については税に組んでいるという説明をしていましたが、今回からはこういう形で雑入にしっかり見える形にして、歳入欠陥補填収入という形で計上しているということでございます。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。  
〔宮城寛諄議員より「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時55分）

再開（午前10時58分）

○議長 宮城清政君 再開します。

ほかに質疑ありませんか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 今、部長から、計画どおりにしていますということは、その3年間でゼロにすることができるということなのですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 このゼロにするという部分に関しましては、平成29年度までに累積した赤字をゼロにするという計画でございまして、この6億3,149万6,000円の繰上充用いたしまして、また今年度、それから次年度で、計画ではあと6億8,000万円ほど入れる予定にしておりますので、それより少なくなってきておりますので、累積した赤字はこの部分で解消されていくと。ただ、平成30年度も決算が出てみないと、平成30年度で新たに赤字が積み上がる部分が出てくるのかどうか、そのあたりが国保の財政運営の中での課題としてありますので、やはりその部分をどう補?するか。税率の改正等も含めて、平成30年度でしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第31号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第31号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第31号について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第31号平成30年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時15分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第7．承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について

○議長 宮城清政君 日程第7．承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。専決処分については、3月31日に行っております。専決処分した理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布された。この法律改正に伴い、南風原町税条例についても同年4月1日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をいたしました。その内容等については担



5月24日（2回臨）

当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 それでは、承認第1号、南風原町税条例等の一部を改正する条例の概要を説明いたします。説明はお手元に配付しました承認第1号資料で説明いたします。まず今回、これは平成30年3月の改正でございますが、まず、評価がえに伴う固定資産税の現行制度の継続。平成30年度は評価がえの年でございます。それから昨今、働き方改革と言われることで、働き方の多様化等を踏まえた個人住民税の税制の見直し。それからたばこ税の税率の引き上げの関係、この3つが要点でございます。それではまず主な内容、固定資産税でございます。これは先ほども触れましたが、平成30年度は固定資産税の評価の見直しの年でございます。固定資産税の土地の評価というものは、評価額に対して課税標準額というのがあります。これがある一定の割合に到達していない土地が、実はまだ存在しております。ある一定の割合まで引き上げるための計算方法、これは毎年、本則に書かれているのではなくて、附則で示されておりますので、これも向こう3年間同じ方法で行いますという継続。あと1点です。新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長、これは評価がえの年とは関係なく、ずっと2年ごとに延長されています。これは階層によって違いますが、新築のもの5年が2分の1、あとは3年が2分の1になるものが要件によってはございます。これも、延長するということです。3点目が新たな制度でございますが、これは地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定により、町が作成した計画に基づいて行われた中小企業の一定の設備投資に対して、該当する償却資産の課税標準額、いわゆるこの部分については課税を免除しますという新たな制度でございます。これについては、法律の中では2分の1からゼロの範囲で、それぞれの市町村で参酌して決定してくださいというのがございまして、本町は中小企業の振興を図ることを鑑みて、条例での割合をゼロにしましょうと決めております。これについては、町でも計画を決めて、この事業所もその計画に基づいた設備投資となります。これは労働生産性を年間平均3%以上向上させるというものを初め、さまざまな規定がございまして、それをクリアしたものが償却資産の低減が図られる制度の導入です。

続きまして2番目です。個人住民税、これは冒頭でも触れましたが、特定の企業や組織に属さず専門分野の能力を生かして、フリーランス、いわゆる雇用されるのではなくて自分で請け負った仕事を持った人とか、さまざまな形態での仕事があります。その中で、現在個人住民税は、給与所得控除という控除と、基礎控除、これはみんな、いろいろな収入がある人が受けられる基礎控除がございまして、先ほど言った、請け負って給与所得ではないという人たちからしたら、給与所得控除がございませぬので、控除が少なくしか受けられないこととなります。それよりは、現在のフリーランス、いわゆるいろいろな働き方に対応させるために、給与所得控除を10%減らして、基礎控除の部分を…10万円ですね。それぞれ10万円減らすものと10万円上げるもの、控除をふやすわけですから、結果、課税が少なくなるということになります。それでいろいろな働き方を支援しようという考え方の税制改正です。もう一つは、公的年金の控除が同じように、公的年金のほうは減らして、基礎控除をふやすということでございます。言ってみれば普通のサラリーマンの方は、結果は変わらないという考え方です。給与所得ではない人たちの控除が、今までと比べたら控除がふえるということですので、税が軽減されるという制度の導入でございます。もう一つは、高所得者に対しては、税負担の軽減効果を低減消失、いわゆるある一定の収入がある人は、収入によってそれぞれ減らしつつ、一定額を超えた人は基礎控除がなくなりますという制度です。これは2,400万円以上の人です。2,500万円を超えたら基礎控除がなくなるという制度の導入でございます。

3点目がたばこ税です。これまでたびたび、たばこ税の税額、税率は引き上げられてきました。この下の表にあるように、上が一般品、下が旧3級品という分け方をしております。合計があって、都道府県たばこ税、市町村たばこ税合わせて、現行から平成33年10月、1,500円引き上げです。これは1,000本当たりですので、1本当たり1.5円引き上げられます。右側を参照していただいて、国のたばこ税の1.5円引き上げられますので、1本3円の引き上げになるということでございます。下の旧3級品ですが、現行の町のたばこ税が3,355円、これは1,000本当たりです。平成30年10月1日に5,692円。上の表を見ていただきますと、平成30年10月1日に、一般品、旧3級品以外の一般品と同額になって、平成30年10月1日からは一般品も旧3級品も同じ税率になっていくということになります。段階を踏んで。これまでも旧3級品は増税できましたが、以前は、約2分の1でございました。一般品と旧3級品の税額の差は、これが平成31年以降は同額になっていくことのたばこ税改正です。続きまして裏面でございます。加熱式たばこというのがございまして、

5月24日（2回臨）

んになった方もいらっしゃると思うのですが、機械にカートリッジのようなものをセットして、あれはいわゆる燃やさずに加熱して、その仕組みで吸引するという方法なのですが、今は、紙巻たばこ1本に関して課税する方法と、同じような方法をとっております。ただ、全然方式が違うものですから、比較すると税の軽減がなされている格好になっていきます。それを、重量、重さと値段、これを紙巻たばこの本数に換算する方向へ持っていくということで、結果、紙巻たばこと同じような税負担を図っていくという考えで、平成30年、ことしの10月1日から5年をかけて、段階的に増税していく方式でございます。現在は、加熱式のたばこは紙巻たばこと比較すると、税負担が軽い状態になっておりますので、それを5年かけて紙巻たばこと同じ税負担にするという改正です。

その他、この承認の議案、税改正をごらんいただくと非常にボリュームがあって、この3点だけかと思われるはずですが、中を見ていただくと、語句の訂正とか条ずれが非常に多ございます。そういったことで、その他は条例及び関係法律の改正に伴う条ずれ、その他文言とか所要の整備ということになっております。以上が承認第1号、南風原町税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄君 加熱式たばこですけれども、水の煙が出るとか、禁煙に向けていく方法でそういうものがいろいろ出ているけれども、これはどういうものなのか、私はよくわからないけれども、これは普通のたばこと同じ、要するに、副流煙が他人に及ぼすとか、吸った人が自分の体に害を及ぼすものなのかどうか。これが1点目。それで、たばこを吸わないように、副流煙とかいろいろ害があるから、そういうものがいろいろ開発されてきて、なるべくたばこを吸わないようにということで努力しているのに、それにも税をかけるのか。その辺の値段がよくわからないけれども、重量1グラム当たり紙巻たばこ1本に換算して云々書いてあるのですが、そして5年かけて段階的に移行していくとなっているけれども、たばこをなるべく吸わないようにしようという動きにブレーキがかからないのか。その辺はどうなのか。まずその加熱式たばこというのがよくわからないものですから、その辺から説明してもらえませんか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 実は、厚生労働省レベルの話かもしれないのですが、私は税制の担当でございますが、これまでの記事で見た私の知識の範囲ですが、これはタールが入っていないと聞いたことがあります。普通の紙たばこ、いわゆる紙に巻いてたばこが切られたものを吸うと、いわゆる紙を燃やす煙も出る。先ほどおっしゃったやつですね。このたばこ自体にはタールも含まれている。加熱式にはタールが含まれていない。確かに、健康と、周辺の影響からしたら提言される。医者によってもこれは禁煙に向けてステップだから、課税は軽減したほうがいいという意見もあれば、やはりこれは、結果、たばこは嗜好品ということですので、これをやることによって、結局はニコチンの成分としては吸引されるということでございますので、蒸気というものもあれば、加熱で熱くしてニコチンの部分を吸入する方式もあるようでございます。全体的な税の考え方からすると、今まで紙たばこよりは、比較論として軽減されておりますので、たばこはたばことして同じ税負担をしてもらおうという、多分、厚生労働省と財務省は、この辺の駆け引きはあるかと思っております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 税収の観点からですけれども、平成31年10月1日ですから来年です。旧3級品と一般品が同じ課税のされ方になるということの説明でしたけれども、そうしたときに、南風原町の税収は今2億五、六千万円でしたね。それが上がるのか、下がるのか。あるいは、もう一つは旧3級品と一般品の比率も出せるのか。その辺を教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 たばこは税が上がる、いわゆる購入する価格はふえるということとです。当然です。そうすると、以前は、私、先ほどの説明で触れたのですが、税額が約2分の1でしたので、結構価格に差がありました。そのときは、一般品から旧3級品に移る人が多かったです。しかし、税は低いものですから、たばこ消費総数が変わらなくても税額は低くなったという計算がありました。しかし、今やはり全体的にたばこの消費本数が減ってきておりますので、税額を段階的に上げて、消費者が減りますので、税額が上がってもトータルとしては下降傾向にございます。多分、旧3級品が同じ価格になると、

5月24日（2回臨）

結局禁煙者がふえることが予測されます。ただ、これはもう喫煙者皆さんそれぞれの意思でございますので、多分予想としては、これまでと同じように税を上げて、消費本数がこれ以上に減っていくことが予想されますので、トータルとしては減額になるのではないかと思います。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。  
○10番 大城 毅君 固定資産税の説明の一番下の「○」ですけれども、これは専決処分されたということで、いつからこれが適用されるのか説明がなかったのですが、まず中小企業という枠があるのと、それから町が作成した計画に基づき行われるという条件と、さらにそれでも一定の設備投資ということで、限定が幾つもついている感じなのですが、まず町が計画を作成しなければいけないわけですから、これが恐らく、されているのか、されていないのか。されていないければいつ計画するのか。そういうことからして、しかもこれは3年間免除しましょうという意味なのか、ゼロにするということだから、償却資産の中で課税標準額をゼロにするということですから、この3年の間にやらないと意味がないことになるのではないかと、素人考えで思うのですが、この計画をつくるのはどこの部署なのか。ハードの部分なのか。産業振興の部門なのか。そういったところを説明してもらって、実際、町が作成するわけだから、町に合った計画をつくれればいいと思いますけれども、例えば南風原町で言えば、ぱっと思い浮かぶのは印刷団地がありますから、この皆様方がメリットを受けられるような計画だとか、パチンコ屋さんも多いのか、いろいろ特徴があると思うのですが、そういったもので標準的な計画といいますか、どこでも当てはまるような計画ではなくて、南風原町に実際稼働してもらっている中小企業者にメリットが出てくるような計画を立てる必要があるのではないかと思います。その辺、3月31日に法律が成立して、それに応じて専決処分をしたということだと思いますけれども、これが適用されるのはいつごろなのか。実際にどの程度の恩恵が、納める税金が削減できる、そういう効果がどの程度見込めるものなのか。専決処分されて間もないわけですが、その辺はどう具体化されるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時35分）

再開（午前11時35分）

○議長 宮城清政君 再開します。産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 お答えします。今ご質疑の計画は、産業振興課で整備することとなっております。中小企業という概念ですので、中小企業という言葉でざっくりくくってありますが、中小企業、小規模企業、いわゆる沖縄県には大企業がほとんど存在しない形になりますので、県内事業所については全てが該当の範囲であるということになります。今回の計画は、産業振興課で先行してつくっているわけですが、先日、5月21日に南風原町中小企業・小規模企業振興審議会に素案を提出しまして審議していただきました。内容としましては、南風原町全域で固定資産の償却資産について、設備導入を行って、先ほど説明があったように、年3%以上の生産性向上を見込める設備投資のうち、機械設備、それから器具、測定用器具等、検査器具、その辺が今回償却資産として、設備投資の減免を受けることができる。課税標準額のゼロのほうに。課税標準額のゼロの話ですけれども、最初の適用年としましては、平成29年度の補正予算の中、国の補正予算の中に、ものづくり補助金がございます。税務課のほうで、2分の1からゼロまでの課税標準額の設定に応じて、そのものづくり補助金を受けられる優先順位が変動する。もしくはこの補助金が2分の1から3分の2までの適用の変動があるということで、ものづくり補助金の申し込みが4月からとなっていましたので、国の総合事務局等の予定では、6月初旬からその交付を受けることができるので、できるだけ5月までに計画書を策定することが望ましいということとなっております。税の減免の部分についてはこれからの話になりますが、まず最初に、この計画と税の条例ができていないかによって、ものづくり補助金の適用の部分に影響が出るということで、いろいろ審議会等についても、急いで審議していただいています。法については、5月18日に制定ということで、今パブリックコメントが実施されているようです。私どもの日程としては、先ほどの計画書ですけれども、審議会からの答申を、今週で得まして、今週で県、国のほうに申請書を提出する計画を段取りとしてとっています。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今、計画をつくっているという段階だという説明ですよね。南風原町の産業、これに該当しそうな、県内には大企業はなくて、一般的に見るのはみんな中小企業、零細企業の範囲だということですから、南風原町もそうなるだろうと思いますけれど

5月24日（2回臨）

ども、生産性が3%以上を見込める、向上が見込めるということでした。いろいろ、どうはかるのかよくわかりませんが、南風原町でどういう事業を行っているところが、これの恩恵を受けられるものなのか。イメージがまだわからないので、例えば地場産業であるかすり生産、かすり花織、あれも洗濯だとか、高機つくるのまで、あれまで、なかなかそれを生産性3%向上するのは難しいだろうという気がするけれども、そういったものも適用される、しかもあれが固定資産と言えるかどうかよくわからないのですが、そういったものを想定して、そういった計画を作成しようとしているのか。それが確かに、税とかかわってくるのは来年、その次の年以降ですよね。3年間という縛りもある。こういった中で、どの程度の具体的な効果が見込めるのか。これはどちらが答えるかわかりませんが、そこも見ないで、計画はつくったけれども、実際3年間間に合いませんでしたとなったら、これは意味がないことになるのか、こういったことも含めて、イメージができるような説明をしてもらえませんか。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 ご指摘の部分ですけれども、我々のほうで、ズバリお答えしますと、今どれぐらいの該当かという試算は現在できておりません。しかし、今、総合事務局と調整をしているのですが、できる限り、産業として係る分については適用できるような形にしてくれということで、制定の言葉の縛りとかについては、余り固定しない。先ほども言いましたように、機械装置ですと、取得価格が160万円以上だとか、これは先端技術のものということがありますので、販売されてから5年以内、10年以内とか、中古のものを含まないという縛りがあります。しかし、中小企業、小規模企業が、設備投資が進まずに中古品をずっと使い続けているから生産性が向上しないということが、国の思惑にありまして、新しいものに刷新するということが一つの定義となっているのですが、その新しいものの中に、結局は消費電力が減ったとか、それから時間が短縮されたとか、その辺が生産性の向上という計算として、該当するものであるということも、その考慮の中に入れることができるようになっていきます。ただ、この計画を立てた後に、中小企業は商工会等と、計画に該当するかどうか、設備の投資計画を策定して、その認定を受けてこれをやるということが、税の恩典につながるものなのですが、先ほど申し上げたように、ものづくり補助金とか、別の補助金が、別枠で税の補助金とあります。その辺、それを先行していますので、先行してその適用を受けられるようにということで、産業等については、町内の産業、南風原町内に存在する産業で、この計画に該当するものであれば、ものづくり補助金等の優先順位を受けることができるということをして先行して計画を進めていっている形となっています。主に製造業、先ほど言っていた印刷業、それからお菓子をつくっているところでもありますとか、その辺も該当するかと思いますけれども、基本的に固定資産税の償却資産に該当する部分ですので、例えば修理業だと、車等については、固定資産税に該当していませんから、それは該当しないと思います。修理にかかる部品、機械、それからコンピューター、その辺については該当するかと思います。一般的な事務とかつくっているところについても、電算機器等に高価なものがあるのであれば、その辺も生産性向上の一種に該当するのではないかと事務局としては考えて、今計画を策定しております。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第1号について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第1号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は承認することに決定しました。

5月24日（2回臨）

日程第8．承認第2号 専決処分（南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 宮城清政君 日程第8．承認第2号 専決処分（南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第2号 専決処分（南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例）の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。専決処分については、3月31日に行っております。専決処分した理由としまして、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例についても改正が必要であり、同年4月1日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分をいたしました。その内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、私のほうで補足してご説明いたします。まず、お手元の議案書、承認第2号の5ページの新旧対照表をごらんください。南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成28年南風原町条例第20号）の一部を次のように改正する。別表第1中「11,600円」を「8,300円」に改める。附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

改正については、この1万1,600円を8,300円に改めるという部分だけでございます。お配りしました承認第2号の資料をごらんください。改正の趣旨としましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、低所得世帯の経済的負担の軽減を図るために教育認定子ども、これは1号認定子どもに係る利用者負担の上限額が引き下げられました。それに伴い、本町の条例についても改正するものであります。内容としましては、1号認定、この教育認定子どもについて、第3階層、市町村民税所得割課税額が7万7,101円未満、年収にしますと約360万円未満相当世帯のひとり親世帯等以外の世帯の利用者負担の軽減を拡充したものでございます。ひとり親等、低所得世帯等に関しましては、この※にありますように、前年度、平成29年度において、利用者負担の軽減等、あるいは第2子無償化等で拡充が図られておりまして、今回は360万円未満相当世帯の中でのひとり親世帯等以外の世帯についても負担の軽減拡充となっております。以上が改正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第2号について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第2号 専決処分（南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は承認することに決定しました。

日程第9．承認第3号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

5月24日（2回臨）

○議長 宮城清政君 日程第9. 承認第3号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第3号 専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。専決処分については、3月31日に行っております。専決処分した理由としまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、南風原町国民健康保険税条例についても改正が必要であり、同年4月1日施行のため、議会を招集する時間的余裕がないことにより専決処分をいたしました。その内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは、承認第3号、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、内容をご説明いたします。まず、承認第3号の5ページの新旧対照表をごらんください。改め文を読み上げます。南風原町国民健康保険税条例（平成12年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。第2条第2項ただし書中「540,000円」を「580,000円」に改める。第19条中「540,000円」を「580,000円」に改め、同条第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。第21条第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。附則

（施行期日）1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。（適用区分）2 改正後の南風原町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

お配りしました承認第3号資料をごらんください。今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、それから低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の改正であります。まず1点目で、国民健康保険税の課税限度額の引き上げということで、これまで課税限度額が基礎課税分で54万円だったものが58万円に改正。4万円上がるということでございます。それから2点目で、保険税の軽減判定所得の基準の見直し。5割軽減の減額基準について、被保険者に乗すべき金額を27万円から27万5,000円に改正されたものでございます。例えば、3人世帯の場合、改正前においては所得が114万円までの世帯が軽減を受けられたのですが、改正後においては所得115万5,000円までの世帯が軽減を受けられるということで、軽減が受けられる世帯がふえた、拡充されたということでございます。次に、2割軽減の減額基準について、こちらも被保険者数に乗すべき金額を49万円から50万円に改正。こちらも3人世帯の場合ですが、改正前が所得180万円までが2割軽減の対象でしたが、改正後は所得183万円まで軽減が受けられる世帯が拡充されたということになります。それからあと1点改正がございしますが、こちらは第21条の改正でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございしますが、その本格運用開始時点において情報連携が可能な事務手続きに合わせた改正となっております。内容といたしましては、マイナンバーによる情報連携によって把握できるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要になること。どうということかと申しますと、本町条例の第21条は、特例対象被保険者の国民健康保険税の軽減について定めておりますが、特例対象被保険者というものが、非自発的失業者、いわゆる解雇とか、あるいは倒産とかで、自分からやめたのではなくて、会社が倒産したとか解雇になったとき、そのせいで失業になった方々について、在職中と同じ程度の負担で医療保険に加入することができるようにする国民健康保険税の負担軽減の制度がございします。この制度を申告する場合には、雇用保険受給資格証明書というものも添えて出さないといけないのですが、役場と情報連携して、この情報がとれるのであれば、資格証明書は出さなくてもよいということの改正でございます。以上が承認第3号の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



5月24日（2回臨）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第3号について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから承認第3号専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は承認することに決定しました。

日程第10. 承認第4号 専決処分（平成29年度南風原町一般会計補正予算（第9号））の承認について

○議長 宮城清政君 日程第10. 承認第4号 専決処分（平成29年度南風原町一般会計補正予算（第9号））の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第4号 専決処分（平成29年度南風原町一般会計補正予算（第9号））の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年度南風原町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。専決処分については、3月30日に行っております。

記 1 専決処分事項 平成29年度南風原町一般会計補正予算（第9号）、2 専決処分した理由 平成29年度南風原町一般会計補正予算第8号において、資料館整備事業に係る予算の積算誤りにより、必要額以上に減額したことで、繰越明許費に不足が生じたため、再度予算を計上する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしております。内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 承認第4号、平成29年度南風原町一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。まず、先ほど提案理由でもございましたが、この補正予算は、3月の最終補正で、それぞれ不用額を減額する際に、津嘉山地域資料館の予算において、それぞれの工事費は4月まで繰り越した分を加味して補正を減しましたが、この中の管理費を全て減額したという結果、結局繰り越す財源が不足するので、補助金が出せない状態になるという、運よくといいますか、3月中にわかって、それを専決して予算を整えたという次第でございます。これはもう、理由はない、管理費を見落としていたということの理由によるものでございまして、これについてはおわび申し上げます。

まず6ページをお開きください。これは歳入でございますが、14款2項1目、総務費県補助金628万9,000円。この増額は、繰り越した地域振興資料館の786万3,000円に対する一括交付金、沖縄振興特別推進交付金の計上の歳出に対する10分の8の歳入の計上です。

続きまして7ページ、2款1項1目、一般管理費157万4,000円の減額補正は、3節、職員手当及び4節、共済費を実績に基づいて減額し、今回の補正予算の歳入歳出の調整を行ったものでございます。2款1項11目、諸費786万3,000円の増額が地域振興資料館整備事業の補助金の計上となっております。以上が承認第4号、平成29年度南風原町一般会計補正予算（第9号）の概要でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それでは少し教えてください。まず7ページの歳出から行きます。結局は3節、4節、職員手当、共済費を減額して、そして負担が求められている157万4,000円、それに充てるということだと思いが、実際には職員手当、共済費というのは減でいいのですか。使わないのですか。使うが、財源の歳出を補?するために、そこから一応減額にしておいて歳出に充てるという考え方なのですか。実際に、3節、4節というのは必要ない金額なのか。必要であるが、19節の負担に充てるために、予算の補正をやったということなのかどうか。少しいじわるな質疑ですが教えてください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 お答えいたします。もっとある3節、4節の中で精査した結果、手当とか時間外とかは、そういう見込みを立てて、これだけは不用が出るだろうと。これは全てではございませんので、もっと大きい何百万円、何千万円の単位の額の中で、



5月24日（2回臨）

これだけは3節、4節から不用が出るだろうということの、まさに歳入歳出の調整でございませぬ。なぜかと言いますと、普通、財調から充てるのではないかという話なのですが、財政調整基金でございませぬので、もう月末です。そこにはしっかりと、3月には基金を確定しておかないといけないうので、いわゆる触れない状態になったのが、これがもっと前の時間があれば、財政調整基金からという手法もございませぬました。実際にあたりを見渡して、不用が出るのを確認して、それを歳入歳出の調整のため、3節、4節で減をした。そして歳入歳出の補正を編成したということございませぬ。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 平成29年度の決算はこれからですよね。5月31日で締めていきますから、それから実際の数字が確定してくる、そうやって見ている。まだ流動的といいますか、歳出の予算を組むためにこうやって計上しているが、逆に予備費がありますよね。予備費というのは、結局予算が不足したときに充てるための予備費が計上されていくと思うから、今言ったように、進行中の事業ですから、職員手当であるとか、共済費であるとか、まだ決算が終わっていません。見込めたということで部長は言っていましたが、まだ確定されていないと思うので、予備費からのほうが逆によかったと思う。いずれにしても、負担金、補助金の財源を確保するために、何かで方法をとらないと、事業執行できないということですから、それは理解できる。その予算の編成の方法といいますか、そういった面で予備費から使わないで、わざわざ3節、4節から補正減を出すというのが、逆に安心して予備費は使えるものですから、そのほうがよかったのではないかと思うが、その予備費を使えないというのがあったのですか。説明してください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 予備費充用というよりは、この項内で、1項、総務管理費、それで制度的に予算の流用ができるということがございませぬました。3款、4款につきましては、この時期であれば積算はできます。それで、これだけの補正減は可能だということ、そういった判断で今回は予算編成をした。予備費については、不慮な場合とか、23節、償還金、税の還付とかそういったものでも、ある一定充用しておりますので、今回については同じ項内のものから見きわめて予算を編成したということございませぬ。

○議長 宮城清政君 ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっておりませぬ承認第4号については、委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めませぬ。よって承認第4号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第4号について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第4号 専決処分（平成29年度南風原町一般会計補正予算（第9号））の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願ひませぬ。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって本案は承認することに決定しました。

日程第11. 報告第5号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

○議長 宮城清政君 日程第11. 報告第5号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めませぬ。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第5号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。記

1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について、2 専決処分した理由 法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のもに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項。専決処分については5月18日に行っておりませぬ。1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について、2 相手方 記載のとおりであります。3 事故の概要 平成30年4月5日木曜日、11時30分ごろ、南風原町立中央公民館の駐車場において、

5月24日（2回臨）

芝生を草刈り機で作業中、駐車している車両の助手席窓ガラスに小石が飛び破損した。

4 損害賠償額 25,812円。内容等については担当のほうから説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 それでは、報告第5号について、事故の概要を説明します。資料をごらんください。事故発生日時は4月5日11時30分ごろ。場所は中央公民館敷地内の駐車場において、観光施設側の出入り口付近の芝広場の芝生を草刈り機で作業中、付近に駐車しておりました助手席窓ガラスに小石が飛び、破損したものであります。原因は、芝生の草刈り作業で、小石が飛散するものはないだろうと、そういったものはないだろうという思い込みで、小石の存在確認を怠り、飛散防止対策をとらずに作業を行ったがために発生したものであります。損害賠償額2万5,812円は、窓ガラスの部品代と工賃となっております。過失割合につきましては、原因が先ほどの理由にありますよう、損害賠償額の全てを町が負担するものであります。なお、賠償額については、保険会社から被害者に今週末までに振り込みが行われるとの連絡を受けております。以上が概要説明です。今回の事故につきましては、作業を優先するあまり、作業中の諸対策が不十分だったことを認識しております。この場をおかりしまして、おわび申し上げます。今後は、同様な事故が発生しないよう、作業員を指導し、駐車場内での作業、道路内での草刈り機を使用する際には、例えばネット等で防護するなど、飛散防止対策を徹底するなど対応してまいります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 本件につきまして、質疑がありましたら質疑を許します。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第5号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 宮城清政君 以上で本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。これにて平成30年第2回南風原町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会（午後0時14分）